

# 第 1 編

## 上下水道局の組織

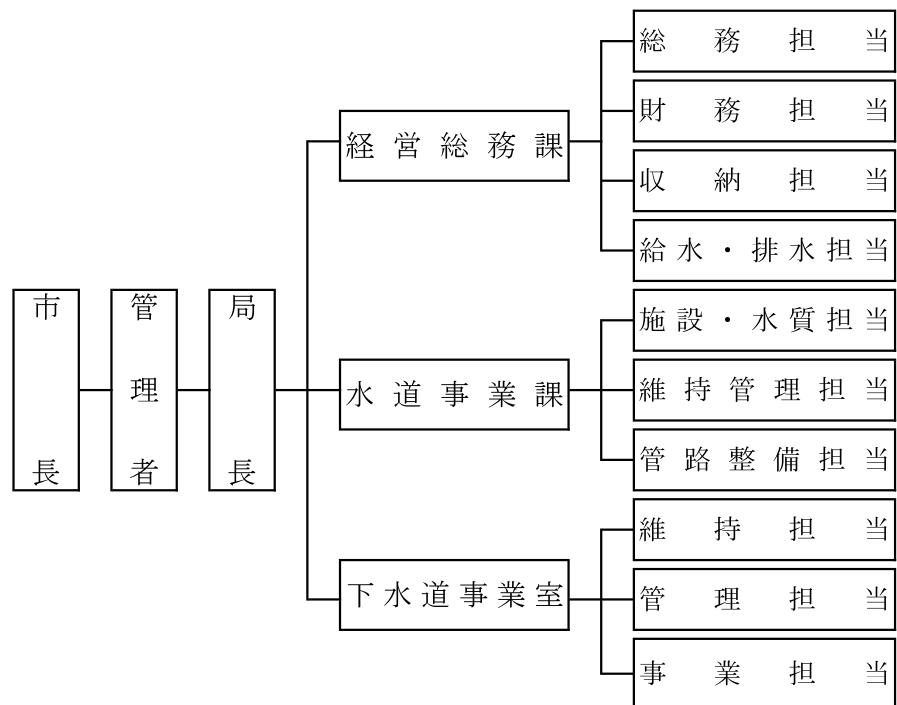


はちかづきちゃん　ねや丸くん



# 1 上下水道局の機構図

(令和7年3月31日現在)



企 業 職 員 数 (人)			
	令和6年度	令和5年度	増 減 数
水道事業	35 (1)	34 (1)	1 (0)
下水道事業	10 (3)	10 (3)	0 (0)
合 計	45 (4)	44 (4)	1 (0)

※再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は含まない。

※ ( ) 内は再任用フルタイム勤務職員数で外書き

## 2 上下水道局担当別職員数一覧表

(令和7年3月31日現在)

所 属 名	職 名										合 計
	補 職 名	局	部	次	課	課 長 代 理	係	副 係	一 般		
	担当名	長	長	長	長	長	長	長	職		
局		1									1
經營 總務課	<課>				1						1
	總務担当							1	3		4
	財務担当					1			3		4
	収納担当						1		3		4
	給水・排水担当					1			4		5
	小計				1		2	2	13		18
水道 事業課	<課>				1						1
	施設・水質担当						2	1	3		6
	維持管理担当					1			4		5
	管路整備担当						1		4		5
	小計				1		4	1	11		17
下水 道事業室	<課>				1						1
	維持担当						1		2		3
	管理担当							1	1		2
	事業担当					1			2		3
	小計				1		2	1	5		9
合 計		1			3		8	4	29		45

※再任用職員、会計年度任用職員数は除く。

### 3 担当の事務分掌

室・課	分 務 事 掌
経営総務課	<p>(1) 文書の收受発送及び保管並びに公印の管理に関すること。</p> <p>(2) 条例、規程等の制定及び改廃の手続に関すること。</p> <p>(3) 職員の任免、給与、分限、賞罰及び服務に関すること。</p> <p>(4) 職員の保健衛生、福利厚生、労務及び公務災害補償に関すること。</p> <p>(5) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(6) 車両の管理等に関すること。</p> <p>(7) 庁舎の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 入札関係事務並びに請負契約及び委託契約に関すること。</p> <p>(9) 上下水道施設の拡張、整備及び改良並びに受託工事の完成検査に関すること。</p> <p>(10) インターネットの運用及び情報提供に関すること。</p> <p>(11) 局内の総合調整に関すること。</p> <p>(12) 局の庶務に関すること。</p> <p>(13) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(14) 財政計画及び資金計画に関すること。</p> <p>(15) 業務及び計理状況の報告に関すること。</p> <p>(16) 企業債及び一時借入金に関すること。</p> <p>(17) 事業経営の調査及び分析に関すること。</p> <p>(18) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関すること。</p> <p>(19) 出納取扱金融機関等の指定に関すること。</p> <p>(20) 前号までに掲げるもののほか、局内の他課の所管に属さない財務処理に関すること。</p> <p>(21) 流域下水道事業の連絡調整に関すること。</p> <p>(22) 水道料金、下水道使用料及び都市計画下水道事業受益者負担金の調定及び徴収業務に関すること。</p> <p>(23) 給水停止処分に関すること。</p> <p>(24) 上下水道使用に関する諸届に関すること。</p> <p>(25) 使用水量の計量及び認定に関すること。</p> <p>(26) 量水器の維持管理に関すること。</p> <p>(27) 給水装置及び給配水装置工事の受付、設計審査、各種申請及び竣工検査に関すること。</p> <p>(28) 貯水槽水道の新設に係る調整指導に関すること。</p> <p>(29) 給水装置工事事業者の指定及び当該指定の取消し等に関すること。</p> <p>(30) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関すること。</p> <p>(31) 違反の給水装置工事に対する指導監督に関すること。</p> <p>(32) 給水装置に係る加入金及び手数料等の認定に関すること。</p> <p>(33) 排水設備に関すること。</p> <p>(34) 公共下水道に係る工場等への指導及び調査に関すること。</p> <p>(35) 水洗便所改造資金の助成及び融資あっせんに関すること。</p>

室・課	分掌事務
水道事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 導水・送配水管整備計画の策定に関すること。</li> <li>(2) 導水・送配水管整備工事の施行に関すること。</li> <li>(3) 導水・送配水管の受託に伴う改良工事の施行に関すること。</li> <li>(4) 導水・送配水管、給水装置及び給配水装置に関すること。</li> <li>(5) 漏水防止に関すること。</li> <li>(6) 貯水槽水道の管理に係る指導に関すること。</li> <li>(7) 貯蔵品の受入れ、払出し、管理及び棚卸整理に関すること。</li> <li>(8) 災害復旧事業の設計、施工及び監督に関すること。</li> <li>(9) 取水場、浄水場、配水場、配水池及びポンプ場の維持管理に関すること。</li> <li>(10) 送配水の計画及び調整に関すること。</li> <li>(11) 受水に関すること。</li> <li>(12) 施設の拡張及び整備計画の策定に関すること。</li> <li>(13) 法令に基づく水質検査に関すること。</li> <li>(14) 水質の調査及び研究に関すること。</li> </ul>
下水道事業室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共下水道事業計画の策定に関すること。</li> <li>(2) 公共下水道工事の施行に関すること。</li> <li>(3) 下水道台帳の整備及び管理に関すること。</li> <li>(4) 下水道施設の維持管理に関すること。</li> <li>(5) 災害復旧事業の設計、施工及び監督に関すること。</li> <li>(6) 開発行為に係る排水施設の行政指導に関すること。</li> <li>(7) 公共下水道の雨水対策に関すること。</li> </ul>